

Sol Lights Association 利用規約

この規約（以下「本規約」といいます。）は、ソルライツエネルギーに関するサービスの提供を行う一般社団法人 Sol Lights Association（以下「当法人」といいます。）に入会していただくにあたり、当法人への入会者（以下「本件会員」といいます。）に同意していただく必要のある事柄を記載しています。本規約については、当法人の入会申請をした時点で同意されたものとしたします。

（総則）

第1条 本件会員は、本規約に従って、当法人への入会、及び、ソルライツエネルギーに関する講座の提供をはじめとした当法人が提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）の提供を受けるものとし、本規約に同意しない限り当法人への入会及び本サービスの提供を受けることができないものとしします。また、当法人及び本サービスに関して、当法人が当法人ウェブサイト（当法人が運営する本サービスに関するウェブサイト（理由の如何を問わず、当法人のウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のドメインを含みます。）をいいます。）、その他において配布、配信する文書等に規定する内容（以下「個別規約」といいます。）は、当該本件会員との間で本規約の一部を構成するものとしします。個別規約と本規約の内容が矛盾・抵触する場合は、別段の定めがない限り、当該個別規約が当該部分に限り本規約に優先して適用されるものとしします。

2 当法人が本件会員の入会を許諾した時点で、当該本件会員と当法人との間で、本規約を内容とする当法人への入会契約及び本サービスの提供契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとしします。

（入会申込み）

第2条 当法人への入会を希望する者（以下「入会希望者」といいます。）は、本規約を遵守することに同意し、当法人の定める方法に従い、当法人が指定する情報を当法人に提供することにより、入会の申請をすることができます。かかる申請があった場合、当法人は、別途当法人の定める審査基準に従って審査し、当該申請を承諾する場合には、その旨を通知します。

2 当法人は、第1項に基づき入会を申請した入会希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、入会を拒否することがあるものとし、入会希望者は、当法人による入会拒否に対し、何らの異議申立てをしないものとしします。

（1）入会申請にあたって当法人に提供された情報の全部又は一部につき、虚偽、誤り又は記載漏れがあった場合

（2）入会希望者が申請したクレジットカードの決済につき、承認が下りなかった場

合

- (3) 入会希望者と同一人物が入会の申請時点ですでに本サービスに入会している場合
 - (4) 未成年、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
 - (5) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力との何らかの交流若しくは関与を行っているとは当法人が判断した場合
 - (6) 本規約に違反したことがある者からの申請である場合
 - (7) その他、当法人が入会を適当でないと判断した場合
- 3 当法人は、入会希望者に対して入会の審査に必要な書類の提出を求めることがあり、入会希望者は、当法人からの求めに応じて当該書類を速やかに提出するものとします。当該書類を提出しない場合には、当法人は、入会を拒否することができるものとします。
- 4 入会希望者は、入会審査にあたっては、真実かつ正確な情報を提供しなければなりません。当法人は、入会希望者自身が申請した入会情報を前提として、本サービスを提供いたします。入会情報の内容に虚偽、誤り又は記載漏れがあったことにより入会希望者に生じた損害について、当法人は一切責任を負いません。
- 5 未成年者が本サービスへの入会をする場合には、法定代理人の同意が必要となります。未成年者が本サービスに入会した時点で、本サービスの提供を受けること及び本規約の内容について、法定代理人の同意があったものとみなします。
- 6 未成年者は、法定代理人の同意がないにもかかわらず同意があると偽り又は年齢について成年と偽って本サービスの提供を受けた場合、その他行為能力者であることを信じさせるために詐術を用いた場合には、本サービスに関する一切の法律行為を取り消すことができません。

(変更の届出)

第3条 本件会員は、当法人への登録事項に変更が生じた場合は、当法人所定の方法により、当法人に対し、速やかに変更内容を届け出るものとします。

- 2 前項の届出を行わなかったことにより、本件会員が不利益を被ったとしても、当法人は、一切その責任を負いません。

(当法人の内容)

第4条 本規約における会員は以下の通りです。

- (1) ゴールド会員

(2) シルバー会員

(3) ジュニア会員

- 2 本件会員は、当法人と連絡を行う場合、原則としてメール等の当法人が指定する電磁的方法により行うものとし、やむを得ず、別の方法を取る必要が生じた場合には、当法人の指示に従うものとします。
- 3 本件会員は、当法人及び本サービスは本件会員に対する診療行為、医療行為等の実施又は本件会員の個人的な医療上の問題に対する解決策等の提示を目的とするものではないことを理解したうえで、当法人から本サービスを受けるものとします。
- 4 本件会員は、本サービスの内容が、本件会員の事業等の成功、利益等を保証するものではないことを確認・同意するものとします。
- 5 本件会員は、本サービスの内容に関連して第三者との間に生じた紛争等について、当法人は一切の責任を負わないことを確認・同意するものとします。

(本サービスの費用)

第5条 本件会員は、当法人に対し、以下に定める会費（以下「本件会費」といいます。）を当法人が指定する日までに、当法人の指定する口座への振込送金、クレジットカード決済等のいずれかの方法で支払うものとします。本件会費の支払いの際に発生する手数料は、本件会員の負担とします。

(1) ゴールド会員

毎月1万1000円

(2) シルバー会員

毎月1千100円

(3) ジュニア会員

毎月1千100円

(遅延損害金等)

- 第6条 本件会員が、当法人に対して負担すべき債務の支払いを遅延した場合は、当法人は、本件会員に対して遅延した債務のほか支払事由の発生した翌日から支払うべき金額に対して年利14.6%の割合の遅延損害金を請求することができるものとします。
- 2 本件会員が本件会費の支払を遅滞した場合は、本件会費を支払うまで、当法人は、会員資格及び当該本件会員に対する本サービスの提供を停止することができるものとします。

(提供内容の利用)

第7条 本件会員は、本サービスにおいて本件会員に提供された資料又は当法人が本件会員に対して行った指導若しくは助言等の内容（以下「当法人提供内容」といいます。）

については、自己使用としてのみ利用することができ、当法人の許可なく当法人提供内容を複製し、公衆送信し、出版し、頒布する等、自己使用目的の範囲を越えて利用すること又は第三者に利用させることはできません。ただし、当法人による事前の書面による承諾がある場合は、この限りではないものとします。

- 2 本件会員は、本サービス提供の終了後3年の間、当法人の事業と類似する事業を自ら行い、これに参画し、又は第三者をして行わせてはならないものとします。

(秘密保持)

第8条 本件会員は、本サービスにおいて提供された当法人の技術上又は営業上その他業務上の情報及び本サービスの内容（以下、あわせて「秘密情報」といいます。）を、当法人の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、自己使用のためにのみ使用するものとします。ただし、法令に基づき行政官庁、裁判所から開示を求められた秘密情報については、当法人へ通知した上で、必要最小限の範囲で開示することができるものとします。なお、かかる場合、本件会員は、当法人に対して、かかる開示の内容を事前に（それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに）通知しなければならないものとします。

- 2 本契約における秘密情報とは、文書・口頭その他有形無形を問わず、当法人が本件会員に対して開示する一切の情報をいうものとします。
- 3 前項にかかわらず、秘密情報が、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約に基づく秘密保持義務は適用されないものとします。
 - (1) 当法人から開示された時点で既に本件会員が保有していた情報
 - (2) 当法人から開示された時点で既に公知となっていた情報
 - (3) 当法人から開示された後に本件会員の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 本件会員が秘密保持に係る義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (5) 秘密情報によることなく、本件会員が独自に開発した情報
- 4 本件会員は、事前に当法人から書面による承諾を得た場合に限り、合理的に必要な範囲内で秘密情報を複製（文書、電磁的記録媒体、光学記録媒体及びフィルムその他一切の記録媒体への記録を含む。）することができるものとします。ただし、本項に基づく複製により生じた情報も秘密情報に含まれるものとします。
- 5 本件会員は、当法人から秘密情報の返還又は廃棄の要求があった場合には、当法人の指示に従い速やかに秘密情報を返還又は廃棄するものとします。

(個人情報)

第9条 当法人は、本件会員から当法人への入会などの際に開示された情報（以下「個人情報」といいます。）を本件会員の事前の同意なく第三者に対して開示することはありません。

ません。ただし、次各号の場合、本件会員等の事前の同意を待たずに本件会員の情報を開示できるものとします。

- (1) 法令に基づき開示を求められた場合
- (2) 当法人、他の本件会員又は第三者の権益を保護するために必要と当法人が判断した場合
- (3) 当法人の協力会社と提携して業務を行う場合

(規約違反の場合の措置等)

第10条 当法人は、本件会員が次の各号の一に該当し又は該当するおそれがあると当法人が判断した場合には、当法人の裁量により、何らの通知も行わずに、本契約の解除、会員資格及び本サービスの利用の一時停止又は制限等の措置（以下「利用停止等」といいます。）を講じることができるものとします。

- (1) 本規約又は個別規約のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 本件会費の支払いを遅滞し、当法人による請求から7日以内に当該遅滞を解消しない場合
- (3) 当法人に提供された情報の全部又は一部につき虚偽の事実があることが判明した場合
- (4) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
- (5) 死亡し又は後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた場合
- (6) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであって、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていないことが判明した場合
- (7) 当法人からの問い合わせに対して30日間以上応答がない場合
- (8) 本サービスの運営、保守管理上必要である場合
- (9) その他前各号に類する事由がある場合

2 本件会員は、利用停止等の後も、当法人及び第三者に対する本契約上の一切の義務及び債務を免れるものではありません。

3 当法人は、本条に基づき当法人が行った利用停止等の措置により本件会員に生じた損害について一切の責任を負いません。

(本サービスの変更、追加、廃止及び中断等)

第11条 当法人は、本件会員に事前の通知をすることなく、本サービスの内容の全部又は一部を変更又は追加することができるものとします。

- 2 当法人は、当法人の判断により本サービスの全部又は一部の提供を終了することができるものとします。当法人は、当法人の判断により本サービスの全部又は一部の提供・運営を終了する場合、当法人が適当と判断する方法で本件会員にその旨通

- 知いたします。ただし、緊急の場合は本件会員への通知を行わない場合があります。
- 3 当法人は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合には、本件会員に事前に通知することなく、本サービスの一部又は全部を一時的に中断することができるものとします。
- (1) 本サービスの提供のためのシステム又は関連設備の保守を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合
 - (3) 本件会員のセキュリティを確保する必要がある場合
 - (4) 提携サービスの全部又は一部の提供が一時的に停止又は中断された場合
 - (5) 電気通信事業者の役務が提供されない場合
 - (6) 天災等の不可抗力により本サービスの提供が困難な場合
 - (7) 火災、停電、その他の不慮の事故又は戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等により本サービスの提供が困難な場合
 - (8) 地震、台風、洪水、津波等の天災その他の非常事態が発生し又はそのおそれが生じたために、法令・指導により通信の制限等の要請、指示があった場合又は当法人が必要と判断した場合
 - (9) 物理的技術的な事由により本サービスの提供ができなくなったとき
 - (10) 法令又はこれらに基づく措置により本サービスの運営が不能となった場合
 - (11) その他前各号に準じ当法人が必要と判断した場合
- 4 当法人は、本条に基づき当法人が行った措置により本件会員に生じた損害について一切の責任を負いません。

(禁止事項)

- 第12条 本件会員は、本規約にて禁止された行為のほか、本サービスを利用して次の行為を行うことは固く禁止されます。また、本件会員は、同様の行為を第三者にさせることはできません。
- (1) 当法人、当法人の関係者、当法人がライセンスを受けているライセンサーその他第三者の知的財産権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権等の財産的又は人格的な権利を侵害する行為又はこれらを侵害する恐れのある行為
 - (2) 当法人又は他の利用者の財産、プライバシー、名誉又は肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - (3) 当法人又は他の利用者に不利益若しくは損害を与える行為又はその恐れのある行為
 - (4) 本サービス又は本サービスを通じて入手した情報、資料若しくは本サービスの内容を商業目的で利用する行為

- (5) 本サービスの運営を妨害する行為
- (6) 不当に他人の名誉や権利、信用を傷つける行為又はその恐れのある行為
- (7) 他の利用者を誹謗中傷する行為
- (8) 虚偽のデータ等を公開し又は投稿する行為
- (9) 他の利用者に関する個人情報等を収集又は蓄積する行為
- (10) 営業、宣伝、広告、売込み等の営利を目的とする行為
- (11) 法令又は条例等に違反する行為
- (12) 公序良俗に反する行為若しくはその恐れのある行為又は公序良俗に反する恐れのある情報を他の本件会員又は第三者に提供する行為
- (13) 犯罪行為、犯罪行為に結びつく行為若しくはこれらを助長する行為又はその恐れのある行為
- (14) 事実に反する情報又は事実に反する恐れのある情報を提供する行為
- (15) 本サービスの信用を損なう行為又はその恐れのある行為
- (16) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (17) 詐欺、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく又は結びつく恐れのある行為
- (18) 犯罪収益に関する行為、テロ資金供与に関する行為又はその疑いがある行為
- (19) その他当法人が不相当と判断する行為

(サービスの中止)

第13条 当法人は、3ヶ月前までの予告期間をもって本件会員にて通知の上、本サービスの提供を中止することができます。この場合、当法人は既に受領した金銭のうち、会員が本サービスの利用ができなくなった契約残存期間に対応する金額を月割計算で払い戻します。

(退会)

第14条 本件会員は、当法人から退会する場合、所定の方法にて当法人に届け出るものとします。この場合、当法人は既に受領した金銭の払い戻し等は一切行いません。

2 本条による退会の場合、本件会員は、当該時点において発生している本件会費等の支払いその他の債務を履行するものとします。

(除名処分等)

第15条 本件会員が次の各号いずれかの事由に該当する場合、当法人は、事前の通知又は催告を要せずに、当該本件会員を除名し又は本サービスの提供を一時停止することができます。ものとします。

(1) 当法人に提供された情報の全部又は一部につき虚偽の事実があることが判明

した場合

- (2) 本規約又は個別規約のいずれかの条項に違反した場合
- (3) 2ヶ月以上本件会費の支払いを怠った場合
- (4) 資産・信用又は事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められる場合
- (5) その他当法人がその裁量により、本件会員として不適当と判断した場合

(免責事項)

第16条 当法人は、本サービスにより本件会員に提供される情報の完全性、正確性、有用性、最新性、真実性等については、何ら保証しません。本サービスにより提供される情報に基づいて、本件会員が下した判断及び起こした行動によりいかなる結果が発生した場合においても、当法人はその責任を負いません。

- 2 当法人は、本サービスの確実な提供等につき何ら保証するものではありません。
- 3 本件会員は、法令の範囲内で本サービスをご利用ください。本サービスの利用に関連して本件会員が日本又は外国の法令に触れた場合でも、当法人は一切の責任を負いません。
- 4 予期しない不正アクセス等の行為によって本件会員の情報を盗取された場合でも、それによって生じる本件会員の損害等に対して、当法人は一切の責任を負いません。
- 5 本規約が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第3項の消費者契約に該当する場合には、本規約のうち、当法人の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。この場合、本件会員に発生した損害が当法人の債務不履行責任又は不法行為に基づくときは、当法人は当該本件会員が被った通常損害に限り損害賠償責任を負うものとします。

(知的財産権の帰属)

第17条 当法人又は本サービスにかかるすべてのデータ、図表、ソフトウェア、資料等に関する知的財産権その他一切の権利は、当法人及び当法人への情報提供者に帰属します。

(反社会的勢力の排除)

第18条 本件会員は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。

- (1) 自ら及び自らの役員（事実上の役員、実質的に経営権を有する者を含む。以下同じ。）が暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないこ

- と、また、反社会的勢力でなかったこと
- (2) 自ら及び自らの役員が、反社会的勢力を利用しないこと
 - (3) 自ら及び自らの役員が、反社会的勢力に対して資金等を提供し又は便宜を供給するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し又は関与しないこと
 - (4) 自ら及び自らの役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係その他密接な関係や交流を有しないこと
 - (5) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いたり、自身若しくは自身の関係者が反社会的勢力もしくはその関係者である旨を伝えたりせず、また、相手方の名誉や信用を毀損するおそれのある行為をしないこと
- 2 本件会員は、前項を確認することを目的として当法人が行う調査に協力するものとします。
 - 3 本件会員は、第1項の各号のいずれかに違反し又はそのおそれがあることが判明した場合には、当法人に直ちに通知するものとします。
 - 4 当法人は、本件会員が第1項の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合には、通知その他の手続を要しないで、本契約を解除することができるものとします。
 - 5 当法人は、前項により本契約を解除した場合、本件会員に対して、被った損害の賠償を請求することができるものとします。
 - 6 第4項により本契約が解除された場合、本件会員は、解除により生じた損害について、当法人に対し一切の請求を行うことができないものとします。

(違反行為への対処方法)

- 第19条 本件会員は、本規約に違反する行為を発見した場合は、当法人にご連絡ください。
- 2 本件会員は、本規約に違反する行為への当法人の対処について、異議を申し立てることはできません。

(本規約の変更)

- 第20条 当法人は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更できます。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されます。
- (1) 本規約の変更が、本会員の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 当法人は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、

効力発生時期の 2 週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期を本件会員に通知、本サービス上への表示その他当法人所定の方法により本件会員に周知します。

- 3 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に本件会員が本サービスを利用した場合又は当法人所定の期間内に本件会員が解約の手続をとらなかった場合、当該本件会員は本規約の変更に同意したものとします。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 21 条 本件会員は、当法人の書面による事前の承諾がある場合を除き、本契約に基づく本件会員の権利若しくは義務、又は本契約上の地位について、第三者への譲渡、承継、担保設定、その他一切の処分をすることはできません。また、本項に反して本契約上の地位及び本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡した場合、当法人は、催告をせず本契約を直ちに解除できるものとします。

- 2 前項に反して本契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡する場合であっても、本件会員は、当法人に対して、事前に前項の譲渡禁止特約の存在を通知しなければならないものとします。
- 3 当法人が、本サービスにかかる事業を第三者に譲渡し、又は当法人が消滅会社若しくは分割会社となる合併若しくは会社分割等により本サービスにかかる事業を包括承継させたときは、当法人は、当該事業譲渡等に伴い、本サービスに関する利用契約上の地位、権利及び義務並びに登録情報その他の本件会員に関する情報を当該事業譲渡等の譲受人又は承継人に譲渡することができるものとし、本件会員は、予めこれに同意するものとします。

(分離可能性)

第 22 条 本規約のいずれかの条項又はその一部が法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該無効又は執行不能と判断された条項又は部分（以下「無効等部分」といいます。）以外の部分は、継続して完全に効力を有するものとします。当法人及び本件会員は、無効等部分を、適法とし、執行力をもたせるために必要な範囲で修正し、無効等部分の趣旨及び法律的・経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

- 2 本規約のいずれかの条項又はその一部が、ある本件会員との関係で無効又は執行不能と判断された場合であっても、他の本件会員との関係における有効性等には影響を及ぼさないものとします。

(協議)

第 23 条 本規約に定めのない事由が生じた場合、又は本規約の条項の解釈に関して疑義が

生じた場合は、当法人及び本件会員は誠意をもって協議の上、円満にこれを解決するものとし、

- 2 当法人及び本件会員は、前項の協議を行うに際して相手方が要求する場合、当該協議を行う旨の書面又は電磁的記録による合意をしなければならないものとし、

(準拠法・管轄)

第 24 条 本規約の準拠法は日本法とし、本規約及び本サービスに関する一切の紛争について訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(その他)

第 25 条 本件会員は、本規約に定めのない事項について、当法人が細目等を別途定めた場合、これに従います。この場合、当該細目等は、本規約と一体をなします。

- 2 細目等は、当法人所定の箇所に掲載した時点より効力を生じます。
- 3 細目等と本規約の内容に矛盾抵触がある場合、本規約が優先します。

特定商取引に関する法律の適用を受ける場合のクーリングオフについての説明

ご契約いただきます本契約が特定商取引法の適用を受ける場合には、この説明及び本規約を十分にお読みいただきまして、ご理解いただいた上での申し込みをお願い致します。

- 1 「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合には、この書面を受領した日から起算して8日以内は、本件会員は、文書をもって本契約の解除(以下「クーリングオフ」といいます。)をすることができ、その解除の効力は解除をする旨の文書を発したときに生ずるものとしします。
- 2 本件会員が前項規定の期間内にクーリングオフを行った場合は、次の通りとしします。
 - ① 当法人は、クーリングオフによって生じた損害の賠償又は違約金請求を本件会員にすることはできません。
 - ② クーリングオフがあった場合に、既に役務の提供がなされているときは、その役務の提供に要する費用は、本件会員の負担としします。
 - ③ クーリングオフの申出の際に当法人が受領した金員がある場合、当法人は、本件会員に対し、速やかにその全額を無利息にて返還しします。
 - ④ 既に当法人によって役務が提供されたときにおいても、当法人は、本件会員に対し、提供した役務の対価、その他の金銭の支払い請求を行いません。
 - ⑤ 当法人は、本件会員が教材を使用したことにより得た利益に相当する金銭の請求を行いません。
- 3 本件会員によるクーリングオフの行使を妨げるために当法人が不実の事実を告げたことで本件会員が誤認し又は、当法人が威迫したことにより本件会員が困惑してクーリングオフを行うことができなかつた場合には、本件会員から、クーリングオフの妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは、本件会員は、書面によってクーリングオフすることができます。
- 4 甲の提供役務等に関する事項については、別紙に記載の特定商取引に関する法律に基づく表記記載の通りです。

特定商取引法に基づく表記

■役務提供者

一般社団法人 Sol Lights Association

■業者所在地

〒134-0088

東京都江戸川区西葛西5丁目1番3号第6山秀ビル602

■業者連絡先

03-6456-0557

info@jindo.company

■責任者

望月龍平

■役務の内容

ソルライツエネルギーに関する講座の提供等

■購入が必要な商品がある場合にはその商品名、種類、数量

購入が必要な商品はありません。

■費用

・ゴールド会員

月額1万1000円

・シルバー会員

月額1千100円

・ジュニア会員

月額1千100円

■月額費用以外の必要料金

当法人が主催する講座等に必要となる参加費用等は、お客様のご負担となります。それぞれの料金は、お客様が参加される講座毎にお知らせいたします。

■上記の金銭の支払い時期、方法

月額費用につきましては、本契約締結時までに振込送金、クレジットカード決済によりお支払いください。

各講座への参加費用等は講座毎の申し込み締切日までに振込送金、クレジットカード決済によりお支払いください。

■役務の提供時期

入会申込み及び当法人による登録の許諾後からサービスの提供を受けることができます。

■中途解約に関する事項

クーリングオフ期間経過後においても、本契約を中途解約することができますが、受領した金銭については、返還いたしません。

■特約があるときは、その内容

特約はございません。

■申込み方法

- ・当法人が指定するお申込み用紙、フォームにより申込み。

■申込みの撤回や解除に関する事項

入会希望者からの申込みを当法人が承諾した時点以降において、特定商取引法に基づく解除・中途解約が認められる場合を除いて本件会員のご都合によるキャンセルはお受けできません。